

(証券コード6095)
(発送日) 2024年12月3日
(電子提供措置の開始日) 2024年11月26日

株主各位

東京都中央区築地一丁目13番1号
メドピア株式会社
代表取締役社長 石見陽

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://medpeer.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「メドピア」又は「コード」に当社証券コード「6095」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、2024年12月17日（火曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月18日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング
2階大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)

**3. 目的事項
報告事項**

1. 第20期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

4頁＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞をご参照ください。

- (1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして
お取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行わ
れた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合
は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なもの
としてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する他の株主の方
1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を
証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送り致します。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておらず「第20回定時株主総会招集ご通知に際しての電子提供措置事項（交付書面省略事項）」としてインターネット上の当社及び東証ウェブサイトに掲載しております。
- ・事業報告の一部
 - ・連結計算書類及び計算書類
 - ・監査報告書
- なお、監査役及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- <インターネット中継>
- ◎株主総会の模様は、株主総会当日午前10時より、インターネットでライブ中継いたします。6頁の「第20回定時株主総会ライブ配信のご案内」に記載のウェブサイトにアクセスしてご視聴ください。※ご視聴の株主様におかれましては、議場での議決権行使やご質問、動議等を行うことができませんので、ご了承ください。
- ◎第20回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前質問を受け付けます。6頁の「第20回定時株主総会ライブ配信のご案内」に記載の手順に沿ってご質問をお送りください。なお、株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。ライブ配信と併せてご利用をご検討ください。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年12月17日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

＜第20回定時株主総会ライブ配信のご案内＞

当日の株主総会にご自宅等からでもご参加いただき、株主総会の様子をご視聴いただけるよう、以下のとおりインターネットによるライブ配信を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

定時株主総会のライブ配信にご参加いただけるのは株主様本人のみに限定させていただき、代理人等によるご参加はご遠慮いただきますようお願い申しあげます。

1. 配信日時

2024年12月18日（水）午前10時から株主総会終了時刻まで

2. 視聴方法

接続先URL

<https://web.sharely.app/login/medpeer-020>



上記のURLからライブ配信ページにアクセスいただき、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」（2024年9月末時点）を画面表示に従って入力し、ログインしてください。

3. インターネットによる事前質問のご案内

第20回定時株主総会に先立ち、株主の皆様から、インターネットより事前質問を受け付けます。株主の皆様のご関心が高い事項について、本株主総会でご説明させていただく予定です。株主様から頂戴したすべての事前質問に対応させていただくものではない旨ご了承ください。ライブ配信と併せてご利用をご検討ください。

＜事前質問方法＞

4. 接続先URL

https://web.sharely.app/e/medpeer-020/pre_question



「2. 視聴方法」に従ってアクセス・ログインをしていただき、「質問」ボタンの送信フォームより、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

事前質問受付期間

2024年12月3日（火）から2024年12月17日（火）午後5時まで

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上および運営の柔軟性を確保するため、定款第13条及び第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第12条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>あらかじめ指名された取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項の取締役会において指名された取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。
第14条～第17条 (条文省略)	第14条～第17条 (条文省略)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議</u>によってあらかじめ指名された取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>②<u>前項の取締役会の決議</u>により指名された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p>
第23条～第29条 (条文省略)	第23条～第29条 (条文省略)

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。また、任期満了に伴い取締役 天坊吉彦氏は退任いたします。つきましては、新たに取締役を1名選任し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。

また、永岡英則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、永岡英則氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
1	 いわみ よう 石見陽 (1974年3月9日生) 再任	1999年4月 2004年12月 2005年6月 2014年10月 2019年12月 2021年11月	東京女子医科大学病院循環器内科学入局 株式会社メディカル・オブリージュ (現当社) 設立、当社取締役 当社代表取締役社長（現任） 株式会社綜合臨床ホールディングス (現株式会社EP綜合) 取締役 EPSホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構代表理事（現任）	5,315,490株
(取締役候補者とした理由)				
石見陽氏は、当社の創業者として、自ら経営理念を体現して当社の企業価値向上に尽力してまいりました。また、現役の医師として現在も医療の最前線に立っており、医療業界に対する深い知見を有しております。今後も同氏の豊富な経験や幅広い知見、強力なリーダーシップにより、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
2	 <p>ごとうなおき 後藤直樹 (1988年3月25日生)</p> <p>再任</p>	<p>2013年4月 2017年8月 2021年4月 2022年7月 2023年7月 2023年12月</p>	<p>株式会社コーポレイトディレクション 入社 株式会社ベータカタリスト入社 当社入社 株式会社やくばと代表取締役 当社執行役員 当社取締役副社長（現任）</p>	3,070株
(取締役候補者とした理由)				
<p>後藤直樹氏は、当社入社以前より、新規事業立案、中期経営計画策定等の業務に数多く従事し、当社入社後においても、医療機関支援プラットフォーム事業の立ち上げを主導、取締役就任後においては事業戦略の再設計とともに構造改革を牽引するなど、事業戦略の立案、実行の両面において高い実績を上げてまいりました。今後も同氏の豊富な経験や幅広い知見により、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
3	 <p>ひらばやし としお 平林利夫 (1981年2月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>2003年4月 2006年9月 2011年1月 2013年5月 2018年5月 2020年12月 2021年11月</p>	<p>監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 株式会社エニグモ入社 グローウィン・パートナーズ株式会社入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役（現任） 一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構監事（現任）</p>	63,690株
(取締役候補者とした理由)				
<p>平林利夫氏は、2013年の当社入社以来、管理部門の責任者として、財務・法務・人事等、コーポレート全般の体制構築に貢献するとともに、M&A等の各種アライアンスをリードしてまいりました。今後も同氏の豊富な経験と幅広い知見により、当社の更なる成長への貢献を期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
4	 川名正敏 (1953年11月27日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1978年5月 東京女子医科大学循環器内科学入局 1991年9月 Massachusetts General Hospital, Harvard Medical School 研究員 1991年12月 Vanderbilt University School of Medicine 研究員 2004年3月 東京女子医科大学循環器内科教授 2005年4月 同大学附属青山病院病院長 2014年4月 東京女子医科大学病院副院長 2014年11月 同院総合診療科教授 2018年6月 伊藤忠商事株式会社社外取締役（現任） 2019年4月 東京女子医科大学名誉教授（現任） 2019年12月 当社社外取締役（現任）		一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 川名正敏氏を社外取締役候補者とした理由は、病院経営の経験と医療業界に対する幅広い知見を有しております、直接会社経営に関与した経験はありませんが、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				
5	 志村正之 (1958年9月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1982年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長 2015年4月 同行専務執行役員 2017年5月 三井住友カード株式会社専務執行役員 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員 2019年7月 株式会社Shimura&Partners代表取締役（現任） 2019年8月 BASE株式会社社外取締役（現任） 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役（現任） 2020年12月 当社社外取締役（現任） 2021年4月 株式会社HashPort社外取締役（現任） 2022年12月 株式会社デジタルプラス社外取締役 監査等委員（現任）		300株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 志村正之氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しております、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所持する当社の株式数
6	 濑戸 まゆ子 (1969年6月26日生) 	2000年2月 日本イーライリリー株式会社入社 2002年12月 GEジャパン株式会社入社 2008年11月 ソシエテ・ジェネラル証券株式会社入社 2012年4月 メットライフアリコ生命保険株式会社 (現 メットライフ生命保険株式会社) 執行役員 2016年1月 武田薬品工業株式会社入社 2020年4月 株式会社リコー コーポレート上級執行役員 2022年12月 当社社外取締役 (現任) 2024年11月 株式会社パロマ・リームホールディングス執行役員 (現任)		一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 濑戸まゆ子氏を社外取締役候補者とした理由は、大手企業の執行役員経験者として、企業の組織開発、人材育成に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の今後の組織開発、人材育成、並びに産業保健事業に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				
7	 永岡 英則 (1972年8月11日生) 	1996年4月 株式会社コーポレイト ディレクション入社 2000年5月 株式会社アクシブドットコム (現 CARTA HOLDINGS) 入社 2000年9月 同社取締役CFO 2024年1月 同社取締役 執行役員CFO (現任) 2024年3月 ピジョン株式会社社外取締役 (現任)		一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 永岡英則氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の取締役CFOとして、事業計画や資本政策に関する幅広い知見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 川名正敏氏、志村正之氏、瀬戸まゆ子氏、及び永岡英則氏は社外取締役候補者であります。
2. 現任の社外取締役の在任年数については以下のとおりであります。
- 川名正敏氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年になります。
- 志村正之氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年になります。
- 瀬戸まゆ子氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
3. 当社は、川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としており、川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏の再任が承認された場合は各人との当該契約を継続する予定であります。また候補者 永岡英則氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

<ご参考>

役員の構成及びスキルマトリクス（本総会において各候補者が選任された場合）

	取締役							監査役		
	石見	後藤	平林	川名	志村	瀬戸	永岡	末吉	葉山	佐藤
企業経営	○	○	○	○	○	○	○			
業界の知見	○	○		○		○				
人事・組織開発	○		○			○				
事業開発・マーケティング		○								
IT・システム		○			○					
ファイナンス・M&A			○		○		○	○	○	
法務・リスクマネジメント	○		○				○	○		○
ESG	○		○	○				○		

以上

事 業 報 告

(2023年10月1日から)
(2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社グループが属する医療産業においては、団塊の世代が全員75歳以上に達し医療・介護費の急増が懸念される、いわゆる2025年問題、さらに、団塊ジュニア世代が全員65歳以上に達することで高齢者数がピークを迎える、医療・介護費の負担の増加が拡大する2040年問題を抱えております。このように本格的な超高齢化社会に直面し医療を取り巻く環境が大きく変化している状況を踏まえ、日本政府は健康寿命の延伸や持続可能な社会保障制度の構築という問題に対して国を挙げて取り組むべく、健康・医療・介護分野それぞれのデータの利活用を推進し、質の高い医療・介護の効率的な提供、医療現場の業務効率化など医療DXの更なる推進を掲げております。

製薬企業においては、医薬品市場の主力がプライマリー領域からスペシャリティ・希少疾患領域にシフトするとともに、医療従事者の働き方や情報入手のニーズが多様化する中、新しいマーケティングの在り方が求められており、ウェブサイトやアプリ、ソーシャルネットワーク等、デジタルツールの活用がより一層強化されるとともに、リアルでのコミュニケーションとデジタルツールの活用を組み合わせて一人ひとりの医療従事者にとって最適な情報提供を行うことが求められております。

このような環境の中、当社グループは、ミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.(医師を支援すること。そして患者を救うこと)」を実現すべく、医師向けコミュニティサービスを中心とした「集合知プラットフォーム事業」、医療機関・医療現場の業務効率化をサポートする「医療機関支援プラットフォーム事業」、主に企業の人事部門や健康保険組合をクライアントに持つ「予防医療プラットフォーム事業」を展開してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高14,948,380千円（前期比2.8%増）、営業利益1,291,459千円（同15.3%増）、経常利益1,264,298千円（同8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,481,764千円（同139.9%増）となりました。

セグメント別業績は次のとおりであります。

① 集合知プラットフォーム事業

集合知プラットフォーム事業では、国内医師の約半数が利用する「MedPeer」上のコンテンツを充実させることにより、医師会員の活性度を向上する施策を展開してまいりました。また、多様化する製薬企業のニーズに対して、医師の本音に最も近いプラットフォームという当社固有の強みを活かしたソリューションを提供すべく、製薬企業向けプロモーション事業にフォーカスして投資を推進してまいりました。加えて、子会社のMIフォース株式会社においては、特に2024年4月以降、新型コロナウイルス感染症関連の売上は減退したものの、新規顧客の獲得や既存顧客の取引拡大を進めたことにより影響は限定的に留まりました。

これらの結果、売上高は12,262,301千円（同3.9%増）、セグメント利益は2,590,042千円（同7.8%増）となりました。

② 医療機関支援プラットフォーム事業

医療機関支援プラットフォーム事業では、医療機関・薬局向け集患・業務支援サービス「やくばと」シリーズ及びかかりつけ薬局化支援サービス「kakari」の拡販と「やくばと」を中心とした戦略的投資を推進してまいりました。「やくばと」は、昨年度にリリースした「やくばと病院予約」が多くの医療機関に導入されており、サービス開始1年で初診予約数1万件を突破いたしました。また、「kakari」も薬局と患者双方の課題を解決し、継続的に使われるサービスとして順調にダウンロード数を伸ばし、2024年10月にダウンロード数100万件を突破しております。なお、2024年6月28日付で連結子会社である株式会社クラウドクリニックの売却を決定し、2024年7月1日付で譲渡を完了しております。

これらの結果、売上高は455,750千円（同9.2%減）、セグメント損失は181,901千円（前期はセグメント損失91,820千円）となりました。

③ 予防医療プラットフォーム事業

予防医療プラットフォーム事業では、子会社の株式会社Mediplatが運営するクラウド型健康管理サービス「first call」、子会社の株式会社フィットプラスが展開する特定保健指導事業それぞれの収益基盤の強化に注力してまいりましたが、事業の選択と集中による事業ポートフォリオの見直しの結果、2024年9月30日付で、両社の事業を、株式会社アドバンテックリスクマネジメントが新たに設立した完全子会社2社に対して譲渡した

ことにより、予防医療プラットフォーム事業からは撤退しております。

これらの結果、売上高は2,232,658千円（前期比0.5%減）、セグメント利益は283,710千円（同65.3%増）となりました。

セグメント別売上高

事業別	売上高	構成比
集合知プラットフォーム事業	千円 12,262,301	% 82.0
医療機関支援プラットフォーム事業	455,750	3.0
予防医療プラットフォーム事業	2,232,658	14.9

(注) 1. セグメント間取引を含んだ金額となっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は255,593千円であり、その主なものは以下のとおりであります。

当連結会計年度中に取得した主な設備

本社におけるPC等の取得	25,658千円
本社増床に伴う内装工事及び設備等の取得	117,200千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より短期借入金10,000千円、長期借入金20,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2024年8月2日開催の取締役会に基づき、2024年9月30日付で、当社の連結子会社である株式会社Mediplatの全事業及び株式会社フィットプラスの全事業を、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントが新たに設立した完全子会社2社に対して、それぞれ吸収分割の方法により承継させることを決議し、事業承継を完了しました。

(5) 対処すべき課題

当社グループのサービス提供先となる医療産業において、eマーケティングの分野は他業界に比してその浸透は遅れており、インターネット技術の進化とともに、今後の成長が期待されている領域であります。このような市場環境に身をおく当社グループが安定成長を持続するためには、運営サイト「MedPeer」会員の満足度を高め、医師の臨床上の課題を解決するために必須のインターネットサービスとしての地位を確固たるものとし、顧客からの信頼を向上させ、リピート顧客の増加を図ることにより収益基盤を強化する必要があると認識しております。

これらを具現化するため、当社グループは以下の7点を主な経営の課題と認識しております。

- ① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長
- ② 知名度の向上
- ③ サービスの安全性強化
- ④ 収益基盤の強化
- ⑤ 競合他社への対応
- ⑥ 優秀な人材の採用
- ⑦ 経営管理体制の強化

① 運営サイト「MedPeer」の継続的成長

当社グループの事業は、運営サイトである「MedPeer」会員の満足度によって支えられていると考えております。会員の満足度を維持・向上させるためにも、「MedPeer」会員に対し、日常臨床を行っていくうえでの疑問に答えを提示できるようなサービスを提供し続けることが課題と認識しております。また、「MedPeer」が提供するサービスは医療にかかるものであることから、社会的信頼を確保するためにも、個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス（※）等の順守も重要課題であると認識しております。この課題に対処するためにも、サービスの利便性向上とともに、コンプライアンスの徹底を継続的に図ることにより、会員向けサービスを強化し続け、「MedPeer」会員の満足度の維持・向上、さらには会員基盤の拡大を進め、「MedPeer」プラットフォームとしての価値向上を図ってまいります。

※ 製薬協コード・オブ・プラクティスについて

製薬企業が薬機法・独占禁止法等の関係法規と公正競争規約等の自主規制を順守し、医薬情報を適正な手段で提供・収集・伝達するため定めている製薬業界の自主ルール

② 知名度の向上

当社グループの運営するサービスの飛躍的な成長にとって、当社グループが運営する「MedPeer」をはじめとした各サービスの知名度の向上を図ることが必要であります。また、知名度の向上は、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保することに寄与すると考えております。

当社グループでは、今後も当社グループ及び各運営サービスの知名度向上を目指し、それぞれに適した広報活動を推進してまいります。

③ サービスの安全性強化

インターネット技術の進化に伴い、インターネット上の情報共有の重要性は認識されてきておりますが、一方で、サービスの安全性維持に対する社会的要請も一層高まりを見せております。当社グループは、医師の情報や、患者、病気の情報など、取扱う情報が通常のインターネットサービスに比して、より社会的に大きな影響を与え得る重要情報であることを深く自覚しております。

このため、サービスの信頼性・安全性強化を経営上の最重要課題として、今後も個人情報の保護に関する法律、薬機法、製薬協コード・オブ・プラクティス等各種関連法規等の順守を徹底してまいります。

④ 収益基盤の強化

現在の当社グループは、医師専用コミュニティサイト「MedPeer」を活用した製薬企業・医療機器メーカー向けデジタルマーケティング支援サービス（医師プラットフォーム事業）や製薬企業向けのコントラクトMR/MSLサービス等（マーケティング支援事業）を収益の柱しております。一方で、中長期的な成長のためには、医師と医療機関・患者の2つのプラットフォームを強化する必要があります。

そのため、当社グループでは2027年9月期までの期間を「プラットフォーム強化期」と位置づけ、中長期的に事業貢献が継続する性質を持った領域に対する投資を拡大させることで、プラットフォームの価値を最大化してまいります。

⑤ 競合他社への対応

医療産業においては、同業他社も取り組みを強化しているとともに、新しい技術が生まれることに伴い新規参入企業が出現すること等により、競争が一層激しくなっていくことが予想されます。当社グループでは、ユーザーにとって使い勝手の良いサービス構築を進めるとともに、進化する各種技術を活用することで、更なる成長に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の採用

当社グループは、「MedPeer」をはじめとしたオンラインプラットフォームによるサービスを事業基盤としており、それらの利便性及び機能の維持向上のためにも、サービス構築を担当する技術者の安定的な採用が当社グループの事業成長にとっての課題であると認識しております。専門性が高い人材は適時に採用することが困難な場合があり、近年採用コストは増加傾向にあります。

これらの課題に対処するため、従業員が高いモチベーションを持って働く環境や人事制度の整備を行い、必要な人材を適時に採用できるような組織体制の整備を進めてまいります。

⑦ 経営管理体制の強化

当社グループが継続的に医師や顧客に対して安定的なサービスを提供し、企業価値を継続的に向上させるためには、経営管理体制の更なる強化が必要と認識しております。当社グループは、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるように内部統制の整備、強化、見直しを行うとともに、法令順守の徹底に努めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社Mediplat	182,500千円	100.0%	産業保健支援サービス「first call」及びライフログプラットフォーム事業
株式会社フィットプラス	100,000千円	100.0%	特定保健指導関連サービス
株式会社コルボ	90,000千円	100.0%	医療用コンテンツの企画、制作
MIフォース株式会社	50,000千円	100.0%	CSO事業、MA/MSL業務アウトソーシングサービス、MA/MSL、MR、マネジメント研修サービス

- (注) 1. 株式会社Mediplat及び株式会社フィットプラスについては、2024年9月30日付で吸収分割により全事業を譲渡しており、清算手続き中であります。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	MIフォース株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区築地一丁目13番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	5,021,950千円
当社の総資産額	11,005,358千円

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石見 陽	代表取締役社長	一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構 代表理事
後藤 直樹	取締役	
平林 利夫	取締役	一般社団法人遠隔健康医療相談適正推進機構 監事
天坊 吉彦	取締役	
川名 正敏	取締役	伊藤忠商事株式会社 社外取締役 東京女子医科大学名誉教授
志村 正之	取締役	株式会社Shimura&Partners代表取締役 BASE株式会社社外取締役 株式会社bitFlyer Holdings社外取締役 株式会社HashPort 社外取締役 株式会社デジタルプラス 社外取締役 監査等委員
瀬戸まゆ子	取締役	株式会社パロマ・リームホールディングス執行役員
末吉 俊一	常勤監査役	
葉山 孝	監査役	公認会計士葉山孝事務所 代表
佐藤 弘康	監査役	法律事務所Comm&Path

- (注) 1. 監査役葉山孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 取締役川名正敏氏、志村正之氏及び瀬戸まゆ子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査役末吉俊一氏、葉山孝氏及び佐藤弘康氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- (1)就任
2023年12月19日開催の第19回定時株主総会において、後藤直樹氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (2)退任
取締役天坊吉彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任する予定であります。
4. 当社では、取締役会の意思決定機能、監督機能及び特定分野の業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2024年10月1

日現在の執行役員には次の3名を選任しております。

執行役員	山際 悠太朗	CHRO 人事本部長
執行役員	都 築 巧 真	事業本部長
執行役員	土 井 将 史	プロダクト本部長

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役（当事業年度に在任していたものを含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、被保険者の犯罪行為に起因する事由、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する対象事由等一定の免責事由があります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、「Supporting Doctors, Helping Patients.」という企業ミッションの下、事業規模の拡大を図り、企業価値の拡大を実現させることを念頭に事業活動を展開しており、その職責に相応しい報酬制度とすることを基本方針としております。また、2019年9月期までは固定報酬及びストック・オプションの付与を通じて報酬としていましたが、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、2019年11月13日付の取締役会において、業績連動報酬及び譲渡制限付株式を導入することいたしました。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が報酬額の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬及び譲渡制限付株式が報酬総額の5割程度となることを想定しています。

取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2010年12月29日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内、監査役の報酬等の額を年額200百万円以内とすることについて承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は1名です。

また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2019年12月17日開催の第15回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内とすることについて承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。

当社の取締役の報酬の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬規程に基づき株主総会が定める報酬限度額の範囲内で、世間水準、経営内容とのバランス等を考慮して、社外取締役3名で構成される指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定いたします。

＜個別報酬額の決定手続き＞

取締役の個別報酬額は、取締役の役位に基づき、役員報酬規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。

＜非業務執行取締役に対する報酬額の決定手続き＞

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給 人数 (名)	報酬等の種類別の額 (千円)			報酬等の 総額 (千円)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役	7	105,150	2,472	10,529	118,151
(うち社外取締役)	(3)	(18,000)	—	—	(18,000)
監査役	3	18,000	—	—	18,000
(うち社外監査役)	(3)	(18,000)	—	—	(18,000)
合計	10	123,150	2,472	10,529	136,151
(うち社外役員)	(6)	(36,000)	—	—	(36,000)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役 7 名、監査役 3 名であります。
2. 上記の譲渡制限付株式報酬に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 当事業年度において、連結売上高及び連結営業利益の各目標は達成いたしましたが、業績連動報酬の対象である取締役 2 名は支給を辞退しております。

③業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬の指標

業績連動報酬の指標を、連結売上高及び連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によって獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

業績連動報酬額の決定方法

2024年9月期の業績連動報酬の額の決定方法の概要は以下のとおりであります。役員報酬規程に基づき当該方法にて算定された当連結会計年度に係る業績連動報酬額を2024年11月13日開催の取締役会へ上程、承認しています。

- ・業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役（業務執行取締役）に限るものとし、社外取締役は対象としない。
- ・2024年9月期の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、2023年11月13日付の決算短信（以下、「決算短信」という。）に記載した2024年9月期の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額（以下、「連結営業利益予想」という。）に、役位別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高（以下、「連結売上高予想」という。）並びに連結営業利益予想と2024年9月期の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益（業績連動報酬控除前）に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。

・算定式

算定式：連結営業利益予想×役員別支給乗率×業績達成支給乗率

a.役位別支給乗率

役位	支給乗率
代表取締役	0.20%
役付取締役	0.15%
取締役	0.12%

b.業績達成支給乗率

業績達成支給乗率＝

連結売上高達成率×50%+連結営業利益達成率×50%

・連結売上高達成率

達成率	90%未満 100%未満	90%以上 100%未満	100%以上 110%未満	110%以上 120%未満	120%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

・連結営業利益達成率

達成率	70%未満 100%未満	70%以上 100%未満 130%未満	100%以上 130%未満	130%以上 150%未満	150%以上
乗数	0%	70%	100%	130%	150%

業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

業績目標達成度の目標及び実績は以下のとおりです。

	目標 (千円)	実績 (千円)
連結売上高	14,600,000	14,948,380
連結営業利益	1,000,000	1,291,459

④非金銭報酬等の内容

当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を導入しております。当制度の概要及び当期中に交付した譲渡制限付株式の内容は次のとおりであります。

(1)譲渡制限付株式制度の概要

i. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上

限とする。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

ii. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

iii. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役（社外取締役を除く。）が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

iv. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

v. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総

会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(2)当事業年度中に交付した株式

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）4名、当社の執行役員及び従業員12名、並びに当社子会社の取締役6名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年2月1日及び2024年2月15日付で普通株式32,820株を発行し、内、10,350株が当社取締役に割当てられました。

⑤当事業年度に関する各取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

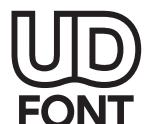
当社は、2023年12月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬について役員報酬規程の定めに基づき決定することを決議しております。また、2024年1月12日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての募集株式を発行することについて決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について決議するにあたり、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された役員報酬規程と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋本町2丁目3番11号
日本橋ライフサイエンスビルディング
2階大会議室
T E L : 03-6214-3086



交 通：
● 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅
A6番出口より徒歩3分
● JR総武本線「新日本橋」駅
5番出口より徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。